

## ③練馬区へ転入予定のある方へ



©2011練馬区ねり丸

令和6年度  
練馬区保育利用のご案内



この動画では、練馬区へ転入予定のある方の保育園等の申込みについて説明いたします。



**受付先**

締切日現在で住民登録のある自治体の保育園入園担当窓口

※オンライン申請のご利用はできません。

**申込締切日**

練馬区の申込締切日の5日から7日前

**必要書類**

練馬区への転入予定先住所・  
引き渡し日または契約期間が  
わかる書類

(例) 売買契約書  
賃貸借契約書  
『同居誓約書』等

+

- ・『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』①～④
- ・保育を必要とする状況を証明するための書類
- ・その他世帯の状況に応じて必要な書類
- ・税に関する書類

**転入後の手続き** 利用希望月1日までに

- ・練馬区へ転入かつ住民票を異動
- ・練馬区保育課入園相談係へ

『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』①、②、⑤(⑤は任意)を提出

申込みの受付は、▲締切日現在で住民登録のある自治体の保育園入園担当窓口になります。

お住まいの自治体の窓口にて、必要書類等をご提出ください。

お住まいの自治体を通して練馬区へ書類が提出されます。

練馬区の各月の申込締切日までに、書類が練馬区に到着している必要がありますので、

▲練馬区の申込締切日の5日から7日前を目安にお住まいの自治体窓口にて必要書類をご提出ください。

必要書類は、▲練馬区への転入予定先住所・引き渡し日または契約期間がわかる書類と、

▲練馬区様式の申込書類等です。

練馬区への転入がわかる書類については、売買契約書、賃貸借契約書等をご提出ください。

転入後の手続きについては、▲利用希望月1日までに

住民票を異動させ、申込書①、②、⑤を練馬区保育課入園相談係へご提出ください。

詳細は、「保育利用のご案内」42ページをご確認ください。

## 4月入園申込み限定

➡ 申込締切日（令和5年11月17日（金））までに転入予定先住所等が決まっていなくても、申込みできます。 ※ただし、4月1日までに転入が必要です。

### 必要書類

練馬区教育委員会 用紙  
申請 年 月 日  
転入の申立書

住所 〒 区 丁目 番 号 番地  
氏名 姓 名 姓 名  
〒 区 丁目 番 号 番地  
転入の申立書

転入の申立書  
1. この申請書は、練馬区への転入を希望する方のための申請書です。転入の申請は、練馬区への転入を希望する方の住所が、練馬区にあり、かつ、転入の申請が、令和5年11月17日（金）までに提出される必要があります。  
2. この申請書は、転入の申請を行う際に提出する必要があります。転入の申請は、練馬区への転入を希望する方の住所が、練馬区にあり、かつ、転入の申請が、令和5年11月17日（金）までに提出される必要があります。  
3. 転入の申請は、練馬区への転入を希望する方の住所が、練馬区にあり、かつ、転入の申請が、令和5年11月17日（金）までに提出される必要があります。  
4. 転入の申請は、練馬区への転入を希望する方の住所が、練馬区にあり、かつ、転入の申請が、令和5年11月17日（金）までに提出される必要があります。  
5. 転入の申請は、練馬区への転入を希望する方の住所が、練馬区にあり、かつ、転入の申請が、令和5年11月17日（金）までに提出される必要があります。  
6. 転入の申請は、練馬区への転入を希望する方の住所が、練馬区にあり、かつ、転入の申請が、令和5年11月17日（金）までに提出される必要があります。  
7. 転入の申請は、練馬区への転入を希望する方の住所が、練馬区にあり、かつ、転入の申請が、令和5年11月17日（金）までに提出される必要があります。  
8. 転入の申請は、練馬区への転入を希望する方の住所が、練馬区にあり、かつ、転入の申請が、令和5年11月17日（金）までに提出される必要があります。  
9. 転入の申請は、練馬区への転入を希望する方の住所が、練馬区にあり、かつ、転入の申請が、令和5年11月17日（金）までに提出される必要があります。  
10. 転入の申請は、練馬区への転入を希望する方の住所が、練馬区にあり、かつ、転入の申請が、令和5年11月17日（金）までに提出される必要があります。

+

- ・『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』①～④
- ・保育を必要とする状況を証明するための書類
- ・その他世帯の状況に応じて必要な書類
- ・税に関する書類

区ホームページに様式掲載

※ 練馬区保育実施基準表の調整指数4番または5番（減算の調整指数）が適用され、加算の調整指数は適用されません。

「保育利用のご案内」P44

4月入園の申込みに限り、申込締切日までに練馬区への転入予定先住所等が決まっていなくても、売買契約書等の転入がわかる書類が用意できない場合でも、お申込みが可能です。

その際は、▲『転入の申立書』をご提出ください。

ただし、調整指数4番または5番の減算の指数が適用され、全ての加算の調整指数が適用されませんので、ご注意ください。

## 【Q&A】

**Q**：現在、練馬区外に在住しており、令和5年11月3日に練馬区に転入予定です。  
（転入予定ありとして申し込む場合、）一番早くて何月入園の申込みができますか？

**A**：転入日の翌月の利用調整（選考）から申込みが可能です（転入予定日が1日の場合は、その月から申込みが可能です）。

令和5年11月3日に転入する場合、一番早くて12月入園の申込みができます。12月入園の申込締切日が11月7日のため、11月1日を目安に必要書類をお住まいの自治体にご提出ください。



最後に、転入予定のある方の申込みに関する質問と回答を紹介いたします。現在、練馬区外に在住しており、令和5年11月3日に練馬区に転入予定です。一番早くて何月入園の申込みができますか。

▲転入日の翌月の利用調整から申込みが可能です。令和5年11月3日に転入する場合、一番早くて12月入園の申込みができます。

12月入園の申込締切日は11月7日です。11月1日を目安に必要書類をお住まいの自治体にご提出ください。

以上で「転入予定のある方へ」の説明を終わります。